

八潮市庁舎建設基本構想策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市庁舎建設基本構想策定審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から八潮市庁舎建設基本構想を策定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から市長が指名する者とし、副会長は、会長が指名する者とする。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。